

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

招 集

令和4年7月26日（火）午前10時 議場

出席委員（26名）

（委員長）戸田隆次	（副委員長）伊藤ひろえ		
安達卓是	稲田清	今城雅子	岩崎康朗
大下哲治	岡田啓介	奥岩浩基	門脇一男
国頭靖	田村謙介	塚田佳充	津田幸一
徳田博文	土光均	中田利幸	錦織陽子
西野太一	又野史朗	松田真哉	森田悟史
森谷司	矢田貝香織	吉岡古都	渡辺穰爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【総務部】永瀬部長

〔財政課〕長谷川次長兼課長 大塚課長補佐兼総括主計員

【総合政策部】堀口次長兼総合政策課長

【市民生活部】藤岡部長

【福祉保健部】塚田部長

【こども総本部】景山部長

【経済部】若林部長

【文化観光局】深田局長

【都市整備部】隠樹部長

【下水道部】下関部長

【淀江振興本部・淀江支所】中久喜本部長兼支所長

【教育委員会事務局・こども総本部】松田局長兼こども総本部次長兼こども政策課長

【水道局】朝妻局長

出席した事務局職員

松下局長 田村次長 瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐 土井議事調査担当主任

傍聴者

報道機関 1社 一般 3人

審査事件

議案第52号 専決処分について（令和4年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第1回））

議案第53号 専決処分について（令和4年度米子市一般会計補正予算（補正第2回））

議案第60号 令和4年度米子市一般会計補正予算（補正第3回）

議案第61号 令和4年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第1回）

~~~~~

**午前10時00分 開会**

**○戸田委員長** ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

本日は、当委員会に付託されました議案第52号、第53号、第60号及び第61号の、以上4件について総括質問を行っていただきます。

委員は質問席において、当局は自席にて、起立の上、発言をお願いいたします。

初めに、自由創政、奥岩委員。

〔奥岩委員質問席へ〕

**○奥岩委員** 会派自由創政、奥岩でございます。本日は、予算決算委員会全体会といたしまして、議案第60号、令和4年度米子市一般会計補正予算（補正第3回）について、簡単ではございますが質問させていただきます。

まずですね、こちらの歳入について簡単に伺いたいと思います。計上されております歳入の中でですね、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものが一昨年度よりございますが、こちらの本市におきます現時点の限度額について伺いたいと思います。

**○戸田委員長** 堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** 令和4年度の交付限度額は幾らかですけども、米子市の交付限度額につきましては、令和3年度からの繰越分を含めて総額で8億2,162万2,000円となっております。

**○戸田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** その繰越分を活用されて今回補正にも計上されているということですが、現時点での申請状況についても伺いたいと思います。

**○戸田委員長** 堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** 申請状況、交付スケジュールですけれども、交付スケジュールにつきましては、本年7月に第2回の受付がありまして、本市の実施計画書を提出しているところです。これにつきましては、9月中に交付決定される予定と聞いております。また、今年の冬頃に国から追加の交付限度額について改めて通知がある予定ですが、それを受けて必要に応じて実施計画書の修正などを行っていかうと考えております。現時点では、これ以上の情報は国から来ていないという状況です。以上です。

**○戸田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** このコロナ感染症対策につきましては、現況ですね、第7波というようなこともございますし、また、状況も刻一刻と変わっていくと思いますので、今回のように早め早めに、まあ一昨年度から対応はしていただいているんですけど、こういった場合にも対応できるように、また、メニューの幅も広いですので、そういったところをしっかりと活用していただきまして、必要であれば補正で順次対応していただければなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、歳入の中の民生費について伺いたいと思います。こちら見させていただきますと、民生費の中の県支出金のところが減額補正となっておりますが、こちらについて伺いたいと思います。

**○戸田委員長** 景山こども総本部長。

**○景山こども総本部長** 民生費の中の県支出金が減額になっているところがございます。これは、事業に係る国の交付金がかさ上げにされたことによります国・県等の割合に変更を生じたものでございまして、放課後児童クラブ施設整備事業に係ります県支出金の減額によるものでございます。当該事業は、放課後児童クラブを設置いたします民間事業者に対しまして、施設整備費の一部を助成する事業でございまして、国及び県の交付金をその財源の一部としております。このうち国の交付金につきましては、放課後児童クラブの創設または定員増を伴う整備であることなどの要件を満たす待機児童の解消のための整備を行う場合におきましては、国の補助率のかさ上げが認められるという制度になっておりまして、本年2月に国との協議を行いまして、同年4月に国からの内示により認められたところでございます。

これによりまして、国の負担割合が9分の2から2分の1に増え、一方で県及び市の負担割合が9分の2から8分の1に、そして事業者の負担割合が3分の1から4分の1にそれぞれ減るといった仕組みになってございます。このようなことから県支出金につきまして、371万7,000円の減額となったところでございます。

なお、国及び県からの歳入全体といたしましては、1,064万2,000円の増額でございます。

**○戸田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 予算書を見させていただきますと、見かけ上はですね、減額補正となっていたので気になって質問させていただいたんですが、説明書のほうにも今おっしゃられたことの半分ぐらいはですかね、書いてありましたので、スケジュール感ですとか、かさ上げのところ確認させていただきました。トータルといたしましては、歳入としては今御答弁ありましたとお増額ということで安心しておりますし、かさ上げが認められたということで、そちらにもスピーディーに対応していただきましたということで確認させていただきました。

そういたしますと最後になりますが、同じく議案第60号の中の、こちらの債務負担行為について伺いたいと思います。今回、債務負担行為、一つ計上されていますが、債務負担行為とされました理由につきまして伺いたいと思います。

**○戸田委員長** 景山こども総本部長。

**○景山こども総本部長** 今回の債務負担行為についてでございます。本件につきましては、公立保育所等におきます給食調理等業務につきまして、現在の5年間の委託期間が令和4年度末で満了となることから、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の委託費につきまして、債務負担行為として本議会に上程をさせていただくものでございます。

今後についてでございますけれども、本議会におきまして議決をいただきました後に、募集要項ですとか選定方針を決定いたしまして、速やかに選定委員会を開催いたしまして公表を行いますとともに、今年中を目途に業者選定を行いまして、年度末までの準備期間をもって円滑に新年度の委託が開始できるように進めてまいりたいと考えております。

**○戸田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 公立保育所の給食調理業務の委託ですね、以前も債務負担行為であったとは

思うんですが、先ほど御答弁ありましたとおり、新年度、委託開始がスムーズに進めていただけるように引き続き対応のほう、補正予算認められてからになります、していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私のほうから総括質問とさせていただきます、残りの議案第52号、53号、60号の残りの個別案件につきましては、分科会において同僚委員が各分科会にて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

**○戸田委員長** 次に、よなご・未来、土光委員。

〔土光委員質問席へ〕

**○土光委員** よなご・未来、土光均です。今日は予算総括質問ということで、議案第60号、令和4年度米子市一般会計補正予算（補正第3回）の中の、公民館施設等整備事業について、お伺いします。

まずこの事業、説明書で事業の内容等ありますが、改めてお聞きします。この事業の必要性について、まずお聞きします。

**○戸田委員長** 堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** この事業の必要性についてです。公民館に従来までWi-Fiを設置できなかった理由の一つに、今までの回線では速度が遅いため、ネットを使ったオンライン会議や研修を行う際は不具合が生じることが多々ありました。この問題を解決するため、令和3年度に全ての公民館の回線を光に変えました。今回全ての公民館に、この事業となりますけども、Wi-Fiを整備することはネットを使った会議や研修などを円滑に行うために必要な事業と認識しております。以上です。

**○戸田委員長** 土光委員。

**○土光委員** それから、要はWi-Fiの環境整備というふうに書いています。どういったWi-Fiの環境整備、具体的にどのようなことをすることになりますでしょうか。

**○戸田委員長** 堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** 今回の補正予算は、Wi-Fiも一つにあります。そのうちWi-Fiの整備につきましてどのような整備をするかという御質問ですけども、市内29公民館の主要な部屋でWi-Fiを利用できるようにします。具体的には有線LANと無線LANを交互に変換する機器、通常アクセスポイントといいますけども、それを設置したり、有線LANのケーブルを敷設したりということになります。以上です。

**○戸田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 全ての公民館に、主要な場所でWi-Fiが使えるようにということで、それぞれアクセスポイントを設置する。そのために有線ケーブル等の敷設も必要だということですね。公民館の主要な場所でWi-Fi環境が使えるようにというふうに今言われたと思いますが、具体的には、要は公民館内であれば基本的にWi-Fi環境が使えるような、そういった整備になるということでしょうか。

それから、そのためにアクセスポイントを設置するというんですけど、これは大体でいいですけど、各公民館の主要な場所でWi-Fiが使えるようにするためには、アクセスポイントは大体何個ぐらい必要だというふうに想定していますでしょうか。

**○戸田委員長** 堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** まず一つ目の御質問ですけども、Wi-Fi、ま

あ公民館で主要な部屋というところですけども、それは各館によって形状も異なりますので、それは例えばトイレでも使える必要があるのかとか、そういったところはありませんので、それは各館の判断、もしくは一般的なことはこれから設定します。

アクセスポイントの数ですけども、これにつきましても建物によっていろいろつける場所が変わりますので一概には言えないんですけども、4個から5個ぐらいは想定しています。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 トイレまでとは言いませんが、例えば公民館各部屋、市民団体、まあ市民も使うことができます。だから主要な部屋というのは公民館の各部屋、それとか、いわゆる図書室といったものが公民館の中にはあると思います。そういった場所では基本的に使えるような環境になる、そういった整備ということでしょうか。

○戸田委員長 堀口総合政策部次長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 そのとおりです。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 それから、よくWi-Fi環境の整備のことで、まあ懸念材料としてセキュリティー対策、その辺が大丈夫かということがよく話題になります。今回の整備、セキュリティー対策に関してどういうことがされていて、それでセキュリティーも十分になるというふうに考えていいのでしょうか。

○戸田委員長 堀口総合政策部次長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 最初にお断りします。セキュリティー対策のため、技術的な詳細は述べません。御理解ください。

それを踏まえまして、現在、公民館のネットの回線は1本の光回線を利用しております。今回導入するアクセスポイントには、1本の光回線で公民館業務のネットワークと一般利用者のネットワークを分離する機能がありますので、相互のネットワークに入り込むことができない仕組みをつくります。また、一般利用者につきましても、誰でもどこからでも利用できないよう、許可された方のみが利用できるように設定を行います。以上です。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 まあ詳細述べる、述べないというのは、それは了解しました。今の話で、要は今回の整備、もともと昨年度だと思えます。光回線1回線整備して、その一つの回線を分離する形でWi-Fiを利用できる形にする。それはオンライン講座とか、多分一般の市民も使えるように。だから元は一つの回線ということで、そこでセキュリティーの懸念が一般的によく言われるけど、そこに関しては機器とかそういったことで、そこはもう大丈夫というふうな整備がされるというふうに思っていますか。

○戸田委員長 堀口総合政策部次長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 そのとおりです。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 これはちょっと確認なんですけど、現時点では公民館の事務でネット環境を使っていると思います。今の時点でWi-Fiは全く利用していない、全部有線で利用している。そういう状況だということよろしいですか。

○戸田委員長 堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** 29ありますので全てがそうかとは分かりませんが、私が聞いている範囲では、今現在でも既に光回線を引いておりますので、自前で職員さんがWi-Fiルーターを持ってきて部屋で使えるように、要はオンライン会議ができるようにしたりとは聞いています。ただ、それをいちいち会議があるたびにそれをするのではなくて、固定でアクセスポイントを設置しますので、その手間は省けると認識しております。

**○戸田委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっとずれるのですが、今の、現在での利用でWi-Fiの利用があるかどうか。基本的に有線で全部やっているかどうか。事前の聞き取りでは、現時点ではWi-Fiは使っていない、全て有線の利用だというふうに聞きました。今の答弁の内容でも、例えば職員さんが自前でというか、Wi-Fiルーター持って、そういうふうな利用があるというふうに言われたと思いますけど、そうですか。もしそういった利用の仕方は、それこそ、それはセキュリティー上問題になるのではありませんか。

**○土光委員** 堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** 誤解のないようにお伝えしますが、そもそもWi-Fiを利用するときにはパスワードは必ず要りますので、誰でもどこからでもつなげるといふ代物ではありません。ですので、私が聞いていた認識では、全ての公民館ではありませんよ、全ての公民館ではありませんが、例えばオンライン会議をするときにWi-Fiルーターを設置しているというふうに聞いておりました。

**○戸田委員長** 土光委員。

**○土光委員** セキュリティー、大丈夫だというのは、パスワードを設置していればセキュリティー上も問題ない。そういった認識なんですか。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 少し答弁が混乱しておりますので、私のほうが整理させていただきます。これは、かつて陳情等の関係の議論があったときにも同様の御答弁を申し上げたというふうに記憶しておりますが、従来から、光ではなかったんですけどインターネットの回線環境は公民館にありましてですね。どうしても会議の特性上Wi-Fiを使いたいというような御要望がある場合には、これは貸出し用のWi-Fiルーターをですね、私も承知していませんが、あらかじめ何台か保有しておまして、それを貸し出すということをして対応しておりますということを御答弁申し上げたと、そういうふうに覚えております。そのことであります。もしですね、私、そこから先の実態をよく知りませんが、もし仮に、職員が個人の判断で私用のものをつないでいるということがあるとすると、それはちょっといわゆるセキュリティー上、セキュリティーポリシーには多分反することになりますので、そういったことはないとは思いますが、もしあるとすれば、これは厳に慎むように指導したいと思っておりますし、そういうことをする必要がないようにするためにも常設のWi-Fiを館内に敷設しようと、こういう趣旨の予算であります。以上です。

**○戸田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。

それから、あと費用の関連で、今回、Wi-Fi環境整備ということで2,600万が計上されています。これでアクセスポイント等様々な機器を設定するということだと思

ます。これを設置して、これから運用するとき、いわゆる今後維持費によるランニングコスト、維持費はかかるのでしょうか。

○戸田委員長 堀口総合政策部次長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 維持費はかかりません。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 かからないということですね。最初の設置は当然機器等あるけど、回線等は今のを使っているから、Wi-Fi環境を設置したとしてもプラスアルファの多分利用料は関係ない。そういった意味で維持費はかからないというふうに理解しました。分かりました。

それから、これまでの答弁で多少やり取りでありましたが、こういった環境を整備して、どのような利用を想定している、まあ、どのような利用をするつもりかということに関してお聞きします。これまでの答弁で、一つはオンライン講座。これは予算の説明書にもオンライン講座の実施等とあります。多分このオンライン講座というのは、公民館主催の様々な講座、これをオンラインですときのそういった講座、というふうにこれは理解するのですが、そういう理解でいいですか。

○戸田委員長 堀口総合政策部次長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 そのとおりです。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 だから一つは公民館主催の講座。Wi-Fi環境でオンライン講座が使えるようにする。もう一つは、公民館は一般の市民が部屋の利用ができます。そこで勉強会したり、あるときは、それこそ講演会したり、そういった部屋を利用して、市民が部屋を借りてその部屋で様々なことをするときオンライン、例えば講演会をする。そういったWi-Fi環境を利用したいということに関して、これは対応するのでしょうか。

○戸田委員長 堀口総合政策部次長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 実際のその運用に関しましては、これからルールをつくってなされると思います。ですので、全ての皆さんが使えるということにはならない可能性はあります。以上です。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 利用に当たって一定のルールは必要だと思います。例えばどういったルールが必要だというふうに今の段階では思っているのですか。

○戸田委員長 堀口総合政策部次長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 公民館で活動する内容に資するものと認識しておりますので、その地域活動ですとか、そういったものが主な利用の形態かなとは考えております。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 その地域活動。今の答弁の趣旨は、地域活動に資するようなものに関して使う、利用可。そういったルールを想定しているということなんですか。

○戸田委員長 堀口総合政策部次長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 公民館を利用する皆さんは、その内容、その使う用途まで私のほうは把握はしてないんですけども、一般的に公民館の部屋を使って地区の

会議ですとか自治会の会議、そういったところで研修をしたり、そういったものは想定しております。それ以外につきましては、これからの検討になると思います。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 公民館の役割、これは所管が変わったりで、いろいろ今議論がありますけど、一つに、変わったとしても、もともと生涯学習機能、生涯学習という役割は公民館は持っていると思います。だから、ちょっと言葉上でその地域活動に資するというふうに、すごく限定的に私は捉えられるんですが。一般的に市民が生涯学習の一環として様々な講演会、様々な学習会、実際そういった用途で公民館の部屋の利用は当然これまでもされているし、これからもされるものだと思います。そういった用途も当然Wi-Fi環境が必要だったら使えるもの、というふうに考えていいでしょうか。

○戸田委員長 堀口総合政策部次長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 土光委員おっしゃるとおりです。その想定です。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

それから財源のことに関してお聞きします。これは全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金になっています。この公民館のWi-Fi環境整備に関しては、それ用の補助金があったと思います。名前は、公衆無線LAN環境整備支援事業。一定の要件を満たせば、公民館等でWi-Fi環境を整備するのに国から助成金が2分の1ぐらい出る。そういった国の助成制度があるのですが、今回の財源を見ると、これは利用しないということを出ていますが、利用は検討されなかったんですか。

○戸田委員長 堀口総合政策部次長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 利用を検討した結果、見送りました。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 どういう検討をされたのか、そしてその検討をした時期はいつ頃ですか。

○戸田委員長 堀口総合政策部次長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 そもそも、この公衆無線LAN環境整備支援事業といいますのは、主に災害時に避難所となる場所で公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiが使えるようにする事業です。平時は通常でもWi-Fiが使えるようにしている自治体も多いようですが、原則、災害時に何の問題もなく使えるようにするもの、これが補助要件です。この災害時に問題なく利用できる機器やネットワークの構成が補助要件ですので、無線アクセス装置、制御装置、電源装置、要は非常用発電機などですね。こういうものが必ず必要になります、補助を受けようとするれば。これに伴って補助対象外である保守料、ランニング費用も発生するため、総事業費が高額になることから米子市では見送っております。

○土光委員 委員長。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 検討の内容、分かりました。こういった検討をした結果、これは使わないと決めた。いつ頃そういった検討をして、いつ頃そういう結論を出したのですか。

○戸田委員長 堀口総合政策部次長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 そもそもは、この総務省の補助事業は数年前から



ありますので、その当時、周辺市町村自治体、まあ中国地区管内でも手を挙げて採用されてましたので、それを見て判断していると。直近では昨年度、県内自治体でも増えておりましたので、検討をして比較したところです。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、そういった検討をいつ頃されたのかというのを聞いているのですが、今の答弁にはないです。あえて聞くのは、こういった経緯があるからです。昨年の6月議会、Wi-Fiの環境整備をしてくださいと陳情が出ました。そのときの議論の中でいろいろあって、当時の総務部長は当然公民館に関しては、財源に関してもこういった国の補助制度があるということで、この公衆無線LAN環境整備支援事業のことも言及がありました。これに関して当時の総務部長はこう言ってます。これ7月の時点です。「今年度の申込みという期間はもう過ぎている」と言いました。それからもう一つ。要はこれを使えない、使わないという理由なんですけど、申込期限が過ぎている。そしてWi-Fi環境整備に関しては、この交付金とは、ちょっとそのまま該当部分を読みますね。「今年度の申込みという期間はもう過ぎている、というようなことでありまして、また期限を区切った交付金でもあるということのようでございます。ですので、本市といたしましては、Wi-Fi環境の整備をするかしないかというのは、この交付金とはある意味切り離してその必要性を検討していかないといけない」。つまり、基本的にこの国の助成金は期限が過ぎている。これ事実としては間違えているのですが、当時の答弁は、期限が過ぎている。それからWi-Fi整備は、この交付金を使うことはある意味切り離して必要性を検討する。だから、基本的にこれはもう使わない前提で、本市のWi-Fi整備はこれから考えていくという答弁があったのですが、その意味の整合性を確認したくて質問をしています。

○戸田委員長 堀口総合政策部次長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 この総務省の補助金は毎年度申請期間というのが出ますので、その当時の総務部長の発言から推測すると、令和3年度についてはもう期間が過ぎているというふうに認識できます。先ほどの答弁で申し上げたのは、この事業が出てから数年になりますけども、その出た時点で検討しておりますので、令和2年以前の検討状況で、いわゆる毎年この申請出ます。ちなみに令和4年度はまだ出ていたかいないか、ちょっと認識してないですけども、そんな状態です。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 最初のこの交付金の要件というか国の、その中身は災害時ということで電源設備とかいろいろ必要。そうするとランニングコストもかかってくる。そういった検討結果、今回はそれを使わなくてコロナ関係の交付金を使った。それはそれで私も納得をします。ただ、この検討のやり方が、例えば今の答弁でも、昨年の7月に総務部長が公衆無線LAN環境整備支援事業、申請期限が過ぎているというのを7月の時点で言っていますが、明らかに事実誤認なんですよね。昨年度は一次、二次、三次の募集期間があって、最終は10月までありました。だから少なくともこの答弁のときは申請期限は過ぎていなかったはずですよ。だからその辺のところはちょっと私は腑に落ちないので、あえてここで質問をしています。

それから多分この事業は令和3年度で終結して、4年度はもうこの補助事業はないのではないですか。これは確認、認識の確認をしています。

○戸田委員長 堀口総合政策部次長。

○堀口総合政策部次長兼総合政策課長 令和4年度にこの公衆無線LAN整備支援事業があるかどうかは承知しておりません。

○戸田委員長 土光委員。

○土光委員 これはそれ以上私も言いませんけど、要は基本的にはこういった様々な整備をするときに、国の助成制度、これは使えるものは使って、きちっと使ってほしい。これはコロナ助成金全て10割負担で自由に使えることではありますが、自由に使えるというのは、ここで使うとその分だけほかで使えるお金の総額が減るわけですから。もしこの事業で可能な補助金を使える国の助成制度があれば、それはちゃんと使っていきべき。そういった検討はちゃんとしながらやるべき。ただ、これに関しては、検討の内容でそれは使わないにしたというのは、それは納得をします。ちょっとそのことがあってあえてお聞きしました。

それから最後にもう一度確認ですが、今回、公民館の中でWi-Fi環境を利用できる整備をする。それに関して費用としては、当然アクセスポイント等機器の設置が必要なのでその費用は要る。ただし、回線はあえて増やす必要がない。セキュリティー上もそれで問題はない。維持費もかからない。ということが確認できました。ということは米子市のほかの公共設備、例えば文化ホール、淀江の文化センター、公会堂、ここもこういった考え方で回線はあるはずです。その回線をそのまま使って、当然アクセスポイント等の機器はそれは要るでしょう。その回線を利用ができる。セキュリティー上も問題はない。それを設置したからといって、これから維持費はかからない。そういった状況であることを確認しました。これは要望ですが、そういった事実を基にこれから米子市の公共施設のWi-Fi環境整備、前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。これで終わります。

○戸田委員長 次に、日本共産党米子市議団、錦織委員。

〔錦織委員質問席へ〕

○錦織委員 おはようございます。日本共産党米子市議団の錦織陽子です。

それでは最初に、議案第60号、令和4年度米子市一般会計補正予算（補正第3回）について、総務費のマイナンバーカード取得促進事業について質疑をさせていただきます。

まず、現状についてお尋ねします。比較できる直近のマイナンバーカード取得率を国、県、米子市について、それぞれお尋ねします。

○戸田委員長 藤岡市民生活部長。

○藤岡市民生活部長 直近のマイナンバーカード交付枚数率についてお答えいたします。令和4年6月末現在の交付枚数率でございますが、全国の平均は45.3%、鳥取県が43.5%、米子市が43.6%でございます。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 関連して、これまで企業や団体等に出張して申請を呼びかけていますが、毎年度の企業団体数と登録者数はどうなっているのかお尋ねします。

○戸田委員長 藤岡市民生活部長。

○藤岡市民生活部長 出張申請受付の実績についてでございます。本市は、民間企業、公民館、自治会、公的機関、商業施設など様々な出張先に出向しているところでございませ

て、令和元年度は8月から実施をいたしまして、43団体、延べ45回、503人で行いました。令和2年度は、31団体、41回、452人。令和3年度は、38団体、90回、662人。そして令和4年度につきましては、7月22日現在でございますが、10団体、13回、243人の申請を受け付けたところでございます。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 分かりました。この事業費は国から今回4,612万3,000円の結構な額を、国庫支出金を用意しております。このほか有名人を使ったテレビや、それからネットのバナーを使ったコマーシャルなど、マイナポイントの誘導策を打ち出していますが、政府が今年度末にはほぼ全ての国民にカードを取得させる目標は、思うように登録が進んでいないということの表れだと思います。今回、促進事業による効果、申請者数、取得率何パーセントの引き上げを想定しているのかお尋ねします。

○戸田委員長 藤岡市民生活部長。

○藤岡市民生活部長 本事業、今回の補正予算による効果でございますが、本事業では、クオカード等の付与では5,000人、約3.4%を想定しております。また、現在実施している企業・団体等における出張申請受付の実施などと合わせまして、継続的かつ集中的なマイナンバー普及促進を図る予定でございます。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 政府は6月に、来年度からマイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定に反映することを閣議決定をしたということなんですけれども、カードの取得は任意としながら、地方交付税の算定にカードの普及を絡めるのは筋違いだというふうに思いますが、今回の事業の背景にはそういうこともあるのではないかと推察します。米子市は御答弁のあったように、この事業によって、事前にちょっとお尋ねしたときには1万人、6.8%の増ということ、上積みを目指しているということだったんですけれども、目標を達成したとしてもなかなか全米子市民というわけにはいかないと思いますが、このマイナンバーカード取得促進事業の概要についてお尋ねします。

○戸田委員長 藤岡市民生活部長。

○藤岡市民生活部長 マイナンバーカード取得促進事業の概要についてでございます。こちらにつきましては、マイナンバーカードの取得促進を目指しまして、ショッピングセンター等で出張申請サポートを実施し、同時に、マイナンバーカード、マイナポイントの制度やメリットなどの周知も行いまして、10月以降に申請された市民の方にはマイナポイントが付与されませんので、この方々を対象として、先ほど申し上げました5,000人、1人当たり2,000円を上限として付与する制度を検討しているものでございます。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 事業の概要っていいますとね、この予算説明書もあるんですけど、これの範囲だなあというふうに思いますが、もうちょっと詳しくしてもらいたかったんですけども。この委託先っていうのを、委託するということでプロポーザルをもう既に、ネットを見たらもうされて募集をかけておられるっていうことなんですけれども、今後その委託先は何社の予定なのか。それからプロポーザルの参加資格要件、それから米子市内の企業も参加できるのかということと、また契約期間についてもお尋ねしたいと思います。

○戸田委員長 藤岡市民生活部長。

**○藤岡市民生活部長** 事業の具体的な内容についてでございます。御指摘いただきましたように、予算成立を要件といたしまして、7月1日からプロポーザルの提案募集を開始をしております、いわゆる契約準備行為でございます。本事業は、発注する業務等の内容に応じて企画や技術等の提案を募集し、提案内容を審査の上、最優秀提案事業者、この者を契約候補者として、この選定を行う公募型プロポーザル方式を採用することとしております。委託先については1社でございます。また、参加資格等の要件でございますが、実施要領で定めまして、マイナンバーカード交付後のスマート自治体の実現に向けて、デジタルIDの仕組みを組み込んだ上での行政サービスの利便性向上について提案、実装及び運用体制があることなどを要件としております。当然のことながら、米子市内の企業も参加可能でありまして、契約期間は契約締結日から令和5年2月28日までとしております。

**○戸田委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 契約準備行為ということで、既にもう公募をされているということで着々と進んでいるんですけど、これまでショッピングセンター等で短期に行った申請手続きは米子市の職員がやられていたと思うのですが、これからショッピングセンターなどに配置されるということで、この各ブースに市職員が張り付くのか、または、その配置される職員の身分はどうか。それから教育指導、それから研修は米子市が行うのかということについてお尋ねします。

**○戸田委員長** 藤岡市民生活部長。

**○藤岡市民生活部長** 出張申請サポート会場の人員体制についてでございます。これは委託事業でございますので、委託事業者において出張申請サポートが円滑に実施できる人員体制を構築することとしておりまして、本市の承諾を得た内容で、服務規程、倫理、コンプライアンス、個人情報保護等を含む業務を実施するために必要な知識を習得するための研修を委託業者が行い、市職員は事業の履行確認を行うものでございます。あと、研修は米子市が行うのかという御質問ですけれども、先ほど御答弁しましたように、研修は本市の承諾を得た内容で委託事業者が行います。

**○戸田委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 説明いただきましたが、予算説明資料では、この補正予算の補正の理由というね、これを読みますと、この説明からはなかなかちょっと読み取ることができなかったんですけど、結局プロポーザルで公募して、全部を委託すると。この事業は米子市が個人情報を扱うマイナンバー事業の申請手続きを始めて、まあ言い方は悪いんですけど、企業丸投げにするという事業だということが分かってきたわけです。それでマイナンバーで一番の問題は、みんなが心配して登録しないっていうのは、やはり個人情報の流出、漏えいだというふうに思うんです。これまで公の情報管理下でも漏えいが、まあそういった事故、事件がありましたが、漏えいした場合は誰が責任を取ることになるのかお尋ねします。

**○戸田委員長** 藤岡市民生活部長。

**○藤岡市民生活部長** 本事業は委託事業でございますので、当然、事業の責任は本市にございます。なお、マイナンバーカード関連事務における委託範囲につきましては、国の通知において委託可能な事務内容が厳格に定められておりますほか、特定個人情報の適切な取扱いについては、個人情報保護委員会がガイドラインを定めておりまして、本事業にお

いても国の通知、ガイドラインを遵守の上、本業務を遂行することとしております。

**○戸田委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 国からは厳格な審査、それからガイドラインなどが定められたということなんですけど、やっぱりちょっと、すごい心配なんです。いろんなことが想定されてですね、セキュリティーについてなんです。例えば東京の大手の会社が受託した企業、これが米子市の現場、ショッピングセンターなどで使用する、まあどうしてもコンピューターを利用すると思うんですけど、これはネットワークで情報を共有するという場合があるのか、本社からアクセスできるとか、例えばリモートでアクセスできるようになっているとか、東京でデータを扱うこともできるんじゃないかなあと思ったりもします。それでショッピングセンターなどで集めたデータはどこで管理されるのか。日々、日々があるんですけども、どういうことになるのか。それから管理がネット上だとすると、企業内のコンピューターでハッカーされた場合に、米子市の情報、市民の個人情報なども盗まれるということがあるんじゃないかなとか、そういうところのセキュリティーはどうなっているのか。企業が米子市民の個人情報を保有してしまうということにならないのか、幾つかの点についてお願いします。

**○戸田委員長** 藤岡市民生活部長。

**○藤岡市民生活部長** 情報セキュリティーについての御質問でございます。先ほどと重ねての御答弁になりますが、本事業は国通知及びガイドラインを遵守の上、十分な情報セキュリティー対策を行い遂行するものでございまして、例えば写真ですとか、そういったものも含めまして、申請完了後の情報は全て無効化し、企業が市民の個人情報を保有することはございません。

**○戸田委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 毎日ショッピングセンター等で受付した、その申請したデータというのは日々どこで管理されるのかということとは言えません。

**○戸田委員長** 藤岡市民生活部長。

**○藤岡市民生活部長** 先ほど申しましたように国の通知、ガイドラインもございまして、国のシステムを使うものでございます。

**○戸田委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 分かりました。国のガイドラインに従うということだったんですけども、皆さんもニュースなどでお聞きになったと思うんですが、6月23日、尼崎の市役所で、個人情報を扱う業務を企業に委託したところ、受託業者の社員が46万人分の市民の個人情報が入ったUSBメモリーを持ち帰って、一時紛失するという不祥事がありました。このセキュリティー対策に非常に不備があったという点はそうなんですけれども、後で受託業者が再々委託していたということが分かったわけです。契約では再委託は禁止することなども盛り込まれるのか、お尋ねします。

**○戸田委員長** 藤岡市民生活部長。

**○藤岡市民生活部長** 本契約におきましては、本業務を第三者に再委託することはない、再委託してはならないとされます。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときはこの限りではないことも併せて明記をすることとしております。

**○戸田委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** そこがね、ちょっとね、心配なんですよね。まあ本市の、届け出てオーケーと言えば再委託してもいいですよっていうね、そういうやっぱシステムつくっちゃいけないと思いますね。

それで、マイナポイントの第2弾の対象外の申請者に、このたびに2,000円相当のクオカードなどを付与するという、予算書には載っていますし説明もありましたが、この第2弾の対象者外の申請者というのはどういう方なんですか。

○**戸田委員長** 藤岡市民生活部長。

○**藤岡市民生活部長** 本事業は国の事業と連携をして行うものでございまして、マイナポイント第2弾の対象となるカードの申請期限は9月末でございまして、この後10月1日以降に申請された方を対象としまして、継続的かつ集中的なマイナンバーカードの普及促進を図ることとしております。

○**戸田委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** それはショッピングセンターなどで申請される方もおられるんですけど、同時に市役所の窓口で通常どおり申請登録者もいらっしゃると思うんですけど、その方たちも同様に付与されるということでしょうか。

○**戸田委員長** 藤岡市民生活部長。

○**藤岡市民生活部長** 付与の方法等につきましては、今後、委託事業の中で検討を重ねてまいります。市民の方々に混乱を招かないような制度の構築をしていく予定でございまして。

○**戸田委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 確認しますけれども、その9月末以降、この事業によって、どこの窓口でも申請すれば同様に付与されるのかどうかというのを、もう1回お尋ねします。

○**戸田委員長** 藤岡市民生活部長。

○**藤岡市民生活部長** 重ねての御答弁になりますが、事業の手法につきましては、今後、委託事業の中で検討してまいります。どこで申請をしても、ということではございますけれども、様々なブースを設けておりますので、場所によって差があるということがあってはならないと考えております。その辺りの手法につきましても、今後きちんと制度設計をしていきたいと考えております。

○**戸田委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 同時期に申請される人が場所によって2,000円のクオカードをもらえたり、もらえなかったりってことがね、あってはならないというふうに思いますので、制度設計はよろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。商工費で、今夜はもう1軒2次会利用促進応援事業ということで、2,185万8,000円が計上されております。これは、これまで、もっとよなごを元気に飲食店応援キャンペーンというのが6月末で終了して、かなり好評だったようなんですけど、その延長はこのたび考えられなかったかどうかということをお尋ねします。

○**戸田委員長** 若林経済部長。

○**若林経済部長** もっとよなごを元気に飲食店応援キャンペーンの延長に対する考えのお尋ねでございます。本年6月まで実施した、もっとよなごを元気に飲食店応援キャンペーンでは、想定を大幅には上回る利用がございました。こうしたキャンペーンの利用実績

から、事業の目的である飲食店の利用促進については一定の成果があったものと認識しております。一方、キャンペーンを通じて、主に2次会で利用される飲食店への利用率が低い状況が見えてきたことから、このたびは、キャンペーンの支援が十分に行き届かなかった飲食店や事業者に対する支援を行うものとしたところでございます。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 中でもスナックだとかサロンだとかそういったところとか、利用客のタクシー利用などが落ち込みが大きいということで、この事業を考えられたようなんですけれども、夜8時以降の利用とした理由は、飲食に出ている人のピークは何時頃とつかんでおられますか。

○戸田委員長 若林経済部長。

○若林経済部長 飲食のピークでございますが、タクシーの混雑状況から考えております。コロナ以前は22時以降であったのに対し、現在は20時台に前倒しになっているという状況を事業者から聞き取り把握したところでございます。こういう状況を踏まえまして、1次会の終了時間が20時台であろうかということで、2次会へつなげる政策としているところでございます。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 飲食で利用した人がセットでタクシーや代行利用というのが、この応援事業の肝だというふうに、ポイントだというふうに一つは思うんですけれども、本当にタクシーや代行まで利用してもらえるのかなど。そこら辺の疑問なんですけど、どうでしょうか。

○戸田委員長 若林経済部長。

○若林経済部長 タクシー利用がセットというのが委員おっしゃられますとおり肝でございますので、お店のほうからタクシーを手配していただくということを条件にしたいと思っております。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 分かりました。それで私、この事業名、ちょっと驚いたんですけど、今議会では、どんどん朝日町に行こう、なんていう質問もありましたけれども、大抵の市民感情とすると、コロナが急激な増加をしている中で、「えっ、今これやるの」というのが素直な感情じゃないかなというふうに思うんですけど。市民に間違ったメッセージを送ることにならないのかということで、期間はいつ頃を検討しておられるのかお尋ねします。

○戸田委員長 若林経済部長。

○若林経済部長 実施予定期間についてのお尋ねでございます。実施期間は現在9月から10月までの2か月間を見込んでおります。これはお盆における帰省客の需要が減る9月から忘年会シーズンが始まる前の10月までが閑散期であるということを見込みまして、忘年会シーズンにおける2次会利用への機運を高めていくことを狙って設定しております。また新型コロナのですね、感染状況を踏まえまして、柔軟に、かつ適切に対応してまいりたいと思っております。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 ということは、今一応は9月から10月っていうふうの2か月間って決めておられるんですけれども、この感染の状況によってはもうちょっと9月1日からっていうのを、何ていうか先送りにするっていうこともあるわけですか。

○戸田委員長 若林経済部長。

○若林経済部長 その可能性はあると思うと、まあ否定はしませんが、できるだけ実施したいと思っております。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 分かりました。

それでは3つ目に入ります。米子城・魅せるプロジェクト事業ということで、このプロジェクトの目的とこの事業による効果についてお知らせください。

○戸田委員長 深田文化観光局長。

○深田文化観光局長 目的と効果についてでございますが、本事業は米子城の魅力を市の内外へ広くアピールすることによりまして、文化財としての価値ですとか重要性の周知、また観光誘客、地域活性化を図ることを目的としているところでございます。このたびダイヤモンド大山を切り口といたしまして、米子城の魅力を発信するための各種プロモーションを行うことにより、今後の観光客の誘客にもつながるものと考えているものでございます。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 具体的にはどういう仕組みになるのか、これをどこで作成するのか、それから期間設定はどういうふうを考えておられるのかお尋ねします。

○戸田委員長 深田文化観光局長。

○深田文化観光局長 本事業の具体的な取組についてでございますが、一部ですね、昨日の田村委員の御質問でもちょっと触れさせていただきましたが、ダイヤモンド大山のプロモーションといたしまして、羽田空港でのデジタルサイネージの広告を2か月間、これは9月、10月を予定しておりますが、あるいはダイヤモンド大山の観望会、これはちょうどその日該当の日になります10月の22、23日の2日間、あるいはその前後でですね、来場者のための仮設トイレの設置を2か月間予定しているものでございます。これらにつきましては、市のほうで観光協会などの協力を得ながら実施してまいりたいと考えております。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 仮設トイレの設置というのを今回されるということで、いいと思うんですけども、これはどこに何基設置する計画なのか。それから大体、行ってもトイレがないっていう声も聞きますけど、常設するようなことも考えておられるんでしょうか。

○戸田委員長 深田文化観光局長。

○深田文化観光局長 仮設トイレの場所及び設置数でございますが、現在ですね、三の丸の駐車場に設置済みの仮設の多目的トイレでございますが、これは仮設ではございますが年間通じて設置しております。それに加えまして今回のイベントのために、その隣にですね、男女1基ずつ2基設置する予定となっております。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 すみません、ちょっと事前に言ってなかったんですけど、常設してほしいという希望がねえ、声聞くんですけど。そういう声も聞かれておるんですけども、今回は仮設ということなんですけど、何か増設するというような計画は持っておられないんですかね。



○戸田委員長 深田文化観光局長。

○深田文化観光局長 大変失礼しました。今年度ですね、三の丸広場の設計業務を行っておりまして、それに基づきまして、来年度、三の丸広場のほうに、広場の整備と併せまして休憩所トイレ等を含みますガイドンス施設を設置する予定となっております。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 分かりました。今議会で提案されている補正予算のうち、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使った事業というのはたくさんありまして、コロナの影響による価格高騰の助成とか、営業の落ち込みをフォローするそういう事業であり、それぞれに理解はできるんですけど、このプロジェクト事業に反対するっていうことじゃないんですが、ちょっとこのコロナウイルスの臨時交付金の目的にこの事業がなじむのかなあと少し違和感があるんですけども、どうでしょうか。

○戸田委員長 深田文化観光局長。

○深田文化観光局長 本事業につきましてはですね、ウィズコロナ時代の観光政策といたしまして、地域の活力回復を目指す事業として、従来からの対象事業で通常分とされている経済対策に対応した事業に位置づけているところがございます。そのような意味で新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な事業と考えておりますので、交付対象ではあると考えているところがございます。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 以上で予算総括質問を終わります。

○戸田委員長 以上で総括質問は終わりました。

分科会審査の担当部分については、お手元に配付しております予算決算委員会分科会審査日程表及び審査担当表のとおりいたします。

次回の本委員会は、8月2日午前10時から開催いたします。

以上で、本日の予算決算委員会を閉会いたします。

**午前11時05分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

予算決算委員長 戸 田 隆 次